

# 国東市行財政改革大綱



平成19年3月  
大分県国東市

## はじめに

平成15年7月15日、「市町村の合併の特例に関する法律」の改正から、平成18年3月31日、旧東国東郡4町（国見町、国東町、武蔵町、安岐町）の合併により国東市が誕生するまでの間、大分県下58市町村（11市、36町、11村）は、18市町村（14市3町1村）となり、まさに自治体間で地域間競争が本格的にスタートしました。

一方、社会経済情勢の急激な変化や、国の三位一体改革、合併による行政組織の肥大化等により、合併市町村はこれまでになく非常に厳しい財政運営を強いられています。

全国の多くの自治体が同じように困難な状況にある中、現状を認識し、目ざすべき姿を明確に見据え、思い切った行財政改革に挑戦する自治体には、激動の地方分権時代を乗り越え、未来への展望が開かれると思っています。

このことから、平成18年度を本市の『改革元年』として位置づけ、市民代表の方にも参画いただいた国東市行財政改革推進委員会の意見を尊重し、行財政改革を進めるための指針として「国東市行財政改革大綱」を策定しました。

行財政改革の成否は、自治体内で危機意識と改革の必要性がどこまで共有化できているかによって決まると考えています。職員自らの意識改革はもちろんですが、積極的な情報公開を推進し、説明責任を果たすことで市民の皆様にも本市のおかれている現状をご理解いただく必要性があると痛感しています。

市政運営にあたり、まちづくりの羅針盤といえる「国東市総合計画」の策定をしているところでありますが、その実現には、効率かつ効果的な行政経営体への転換や財政の健全化が大前提となります。当然、市が今後実施できるサービスにも限界があるため、市民と行政の双方にある“公共サービスは行政が担うもの”という固定的な考え方を見直し、自助・共助・公助の補完性の原則に基づいた、市民との協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

この大綱をもとに、市民の目線で“市役所が良くなった”と実感していただけるよう、市民皆さんとともに知恵を絞り、汗を流しながら行財政改革に取り組んでまいります。

平成19年3月

国東市長 野田 侃生

# 目 次

I	行財政改革の必要性	1
II	行財政改革の目標と基本方針	2
III	行財政改革の進め方	3
IV	行財政改革の具体的方策	5
	用語の説明	8
	国東市行財政改革推進体制図	10
	国東市行財政改革推進本部設置要綱	11
	国東市行財政改革推進委員会設置要綱	13

## I 行財政改革の必要性

地方分権という新しい時代の潮流の中で、将来の地域の繁栄を目指して、行財政基盤の確立を図るために、平成18年3月31日、旧国東郡4町（国見町、国東町、武蔵町、安岐町）の合併により「国東市」が誕生しました。合併に際し、管理部門の統合・効率化、特別職や職員の削減を進めるなど歳出削減に一定の成果はあがりましたが、本市の財政状況は、長引く景気低迷の影響による税収の落ち込み、さらには国が進める三位一体の改革(※1)に伴う地方交付税の削減などにより、非常に厳しい状況を迎えています。一方、急速に進む少子高齢化、地方分権の進展、市民ニーズの複雑化、多様化などにより、今後、新たな行政需要がますます増加していくものと予想されます。さらに、市町村合併は「究極の行財政改革」とも言われていますが、合併による効果が表われてくるのは数年先のこととなり、短期的には職員数や組織・機構の肥大化、市域の拡大による行政サービスの維持、合併による公共施設の重複など数々の新たな行政課題が生じています。

このような状況の中で、真に市民が求める行政サービスを提供するためには、行政を経営するという視点から、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直して、本市にふさわしいサービスを提供するシステムを構築しなければなりません。さらに希望と誇りをもてる魅力ある新しい国東市のまちづくりを実現するためには、まず、市職員の意識改革を行い、これまで以上に市民の視点に立って考えることができるバランス感覚を市職員全体に浸透させることが重要です。そして、すべての事務事業を総点検するなかで、合併によるスケールメリットを最大限に生かし、簡素で効率的・効果的な行政運営を目指し、その上で、市民と行政が一丸となった協働による抜本的な行財政改革が不可欠です。

行財政改革を実現し、新しい国東市のあるべき姿を確立していくための指針として「国東市行財政改革大綱」を定めるものとします。

本市は、魅力的で活力ある都市として発展するために、市民と行政が一体となってまちづくりを推進する体制を構築し、真に自立できる行財政基盤を確立するとともに、職員の意識改革と市役所の構造改革に取り組んでいきます。

## Ⅱ 行財政改革の目標と基本方針

### (1) 行財政改革の目標

行財政改革は、行政が最少の経費で最大の効果をあげ、市民が求めるサービスを最良の形で提供するために、既存のシステムを不断に見直し改善していく、行政にとって普遍的な課題であり、市政の最上位計画である総合計画を具体化するために必要な制度、組織などの執行体制の改革を行うものです。

本市が、時代の変化や多様化、複雑化する行政課題に的確に対応し、将来にわたって持続的に発展する新しい自治体へと生まれ変わるために、『時代の変化に対応した新しい国東市の形成』を行財政改革の目標とします。

### (2) 行財政改革の基本方針

この目標の実現に向けて、次の4つの基本方針を定め、改革を推進します。

#### ① 効果的・効率的な行財政運営の推進

地方分権の進展により、自治体は「自己決定、自己責任」の原則により行財政を運営していくことが求められています。

本市は、今後の行財政の運営や事業の実施にあたり、民間の経営理念や手法をできる限り取り入れて、必要性や費用対効果を検討し、評価するとともに、コスト削減に努め、効率の悪い運営方法や効果が少ないと判断される事業については、抜本的な見直しを行います。

また、市が保有している財源、財産、人材、情報等を行政経営の資源としてとらえ、最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供します。

#### ② 組織・機構の整備と新たな人事管理制度の構築

行財政改革断行のためには、組織・機構や人事管理制度を見直すことで、職場の活性化と職員の能力開発を図り、市民の高い信頼を得られる市役所づくりを進める必要があります。

本市は、組織の使命や課題の達成に向けて、簡素で効率的かつ機動的な組織・機構の整備を図るとともに、職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力をもって、多様な市民ニーズに迅速で的確に対応できる体制を構築します。

### ③ 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民が利用しやすい、市民のためにある市役所にするため、行政システムの電子化を推進して事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてICT(※2)を積極的に活用して、サービスの迅速化や利便性をより一層向上させる電子自治体(※3)の構築を目指します。

さらに、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善、行政手続きの簡素化を進め、便利で分かりやすく、満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

### ④ 市民協働(※4)によるまちづくりの推進

財政状況の悪化、少子高齢化や過疎化の急速な伸展など行政を取り巻く環境は大きく変化し、地域での人と人とのつながりが希薄になっていく傾向の中で、行政のサービス水準を行政だけで維持していくことは、年々困難な状況になってきています。

本市は、市民と積極的に情報の共有を図り、説明責任を果たすとともに、男女共同参画(※5)を基本とした市民参画を進め、市民、行政がそれぞれの役割に応じて協働する、地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを推進します。

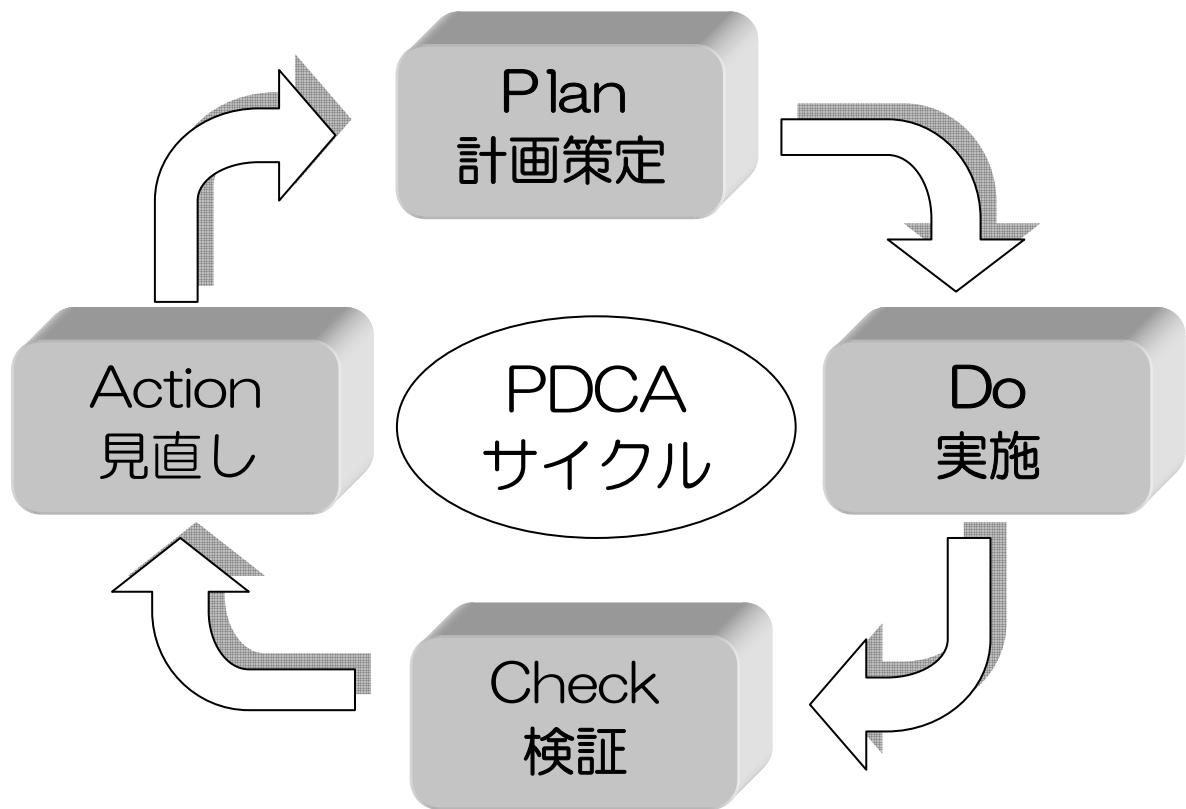
## Ⅲ 行財政改革の進め方

### (1) 大綱の期間

この行財政改革大綱の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

### (2) 大綱の推進

行財政改革を着実に推進していくため、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)というサイクルのもと、市民と行政が協働して、次の事項に取り組みます。



#### ① 職員の意識改革

職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組んでいくように、行政評価や人事評価、職員研修などを意識改革の手法として活用します。

#### ② 集中改革プランの策定及び実施

行財政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年次計画と可能な限りの数値目標を定めた具体的な集中改革プランを策定し、計画的な取り組みを行います。

#### ③ 市民への公表と市民参画・協働による改革

行財政改革の取り組みを市民に公表し、市民の参画、市民との協働による改革を行います。

### (3) 改革の進行管理と評価

#### ① 行財政改革推進本部による進行管理

大綱の具体的な実施体制として、行財政改革推進本部が中心的な役割を担い、進行管理を行います。

## ② 市民等による評価

実施計画の進捗状況については、行財政改革推進委員会に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報やホームページ等により市民に公表します。

## ③ 改革事業評価の実施

この行財政改革の実施期間が終了した段階で、改革が当初見込んだ効果を上げたのかどうかを検証し、仮に予定した効果を上げなかった場合は、原因の究明と対策を講じ、次期の計画につなげます。

# IV 行財政改革の具体的方策

時代の変化を的確にとらえ、市民生活の向上に資する行財政改革を確実に進めていくため、4つの基本方針に基づき、次の項目を織り込んだ集中改革プランを策定して、改革に取り組みます。

## (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

### ① 事務事業評価制度の導入

事務事業評価制度の導入により職員の意識改革とともに、経営的視点から、更なる事務事業の再編・整理等を行います。行政の果たすべき役割、行政効率、受益と負担の公平の確保等について精査を行い、その結果に基づき見直しを図ります。

### ② ICT（情報通信技術）の活用

ICTの活用による内部事務の効率化を図り、効率的な行政運営を目指します。

### ③ 電子入札制度導入による入札制度の見直し

入札場所や移動時間を必要としない仕組みの導入と、一般競争入札の対象範囲の拡大等の制度面の改革と抱き合わせにより、抜本的な入札・契約手続きの改善が可能となり、入札参加者の透明性、公平性の向上及び行政事務の効率化を図ります。

### ④ 機能的な組織機構の形成

少子高齢化、高度情報化、また地方分権の進展など社会経済情勢の変化に的確に対応した組織・機構を構築していきます。また、市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすい組織・機構を確立し、市民に分かりやすい運営



を行います。

幼稚園、小、中学校の統合に関しては、市民と十分協議を重ね、推進していきます。

## (2) 民間委託の推進

行政が行ってきた事業の中にも、民間に委ねた方が住民ニーズに即して柔軟かつ効率的な運営が期待できるものがあります。このため、施設管理における指定管理者制度（※6）の導入等、市が直接実施するよりも、より効果的・効率的に目標が達成できるものについては民間委託等を進めていきます。

また、NPO（※7）、ボランティア団体との協働により、民間活力を最大限活用します。

## (3) 定員管理及び給与手当の適正化等

- ①定員適正化計画を策定し、国東市の人口規模に見合った職員数を目指します。
- ②給与制度、各種手当を総点検、適正化し、人件費抑制に努めます。

## (4) 第三セクター（※8）の見直し

市の行政を補完・代行するために設けられた第三セクターは、多様なサービスを提供する役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化が著しい中において、その見直しが求められています。このため、経営状況の改善へのさらなる取り組み、必要性の検討を行います。

## (5) 健全な財政運営（経費節減等の財政効果）

### ①新たな歳入の確保

市報、ホームページ、公用車等に広告スペースを設け、広告料収入により歳入の確保に努めます。

### ②受益者負担金の見直し

維持管理コストにかかる受益と負担の観点から、使用料等については他の自治体の状況、市民への影響を勘案しつつ見直していきます。なお、旧4町でまちまちであった公共施設使用料の減免規定については、統一した基準をもうけ、公正な使用料を徴収します。

また、市民負担の公平性を確保するため、公正な市税の課税と収納に努めていきます。

### ③遊休市有財産の売却、有効活用

市が保有する土地や建物等の財産については、有効的な利用はもちろんのこと、合併により未利用になった土地や建物、将来的に活用が望めない市有財産については、積極的に売却や貸付などを行います。

### ④公債費の抑制

地方債はある程度の活用は必要ですが、公債費の増加が将来住民負担を強いることになるので、原則公債比率を20%までとします。

### ⑤補助金の見直し

補助金交付基準を定め、適正な補助金交付を行うことで、補助金総額を抑制します。

### ⑥公共工事の見直し

国東市全体の公共工事を総合的に判断し、緊急性、必要性を十分考慮し、計画的に事業を行います。

### ⑦地方公営企業、特別会計事業の経営健全化

公共性と効率性の両面の観点を踏まえて、経費の節減を図り、経営の健全化に向けた取り組みを進めます。

## (6) 職員研修の充実

職員研修を充実させ、職員の能力向上、人材育成及び勤務意欲の高揚等を図り、多用な市民ニーズに迅速に対応できる体制を構築します。

## (7) 市民との協働

### ①行財政改革推進委員会の設置

行財政改革推進委員会を設置し、国東市の行財政改革を市民と行政が協働して推進していきます。

### ②市民への公表、パブリックコメント（※9）の募集

国東市行財政改革大綱、集中改革プランを市報、ホームページ等で公表し、パブリックコメントを募集し、行財政改革に反映します。

## < 用語の説明 >

### ◇三位一体の改革（※1）

国と地方の税財政改革を指している。具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減ならびに税源移譲を含む税源配分の見直しのことをいい、平成16年度から18年度の3年間で4兆円の国庫補助負担金の削減に対して、国から地方へ3兆円の税源移譲は実現したものの、地方交付税は5兆円以上の削減が決定している。

### ◇ICT（※2）

Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

### ◇電子自治体（※3）

ICTを活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することで、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

### ◇協働（※4）

市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。

### ◇男女共同参画（※5）

男女が互いの人権を尊重し、社会の対等の構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの能力を発揮できるようにすること。

### ◇指定管理者制度（※6）

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などが管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となり、民間事業者等の参入も可能となった。

◇NPO（※7）

Non-Profit Organization の略で民間非営利組織のこと。  
営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

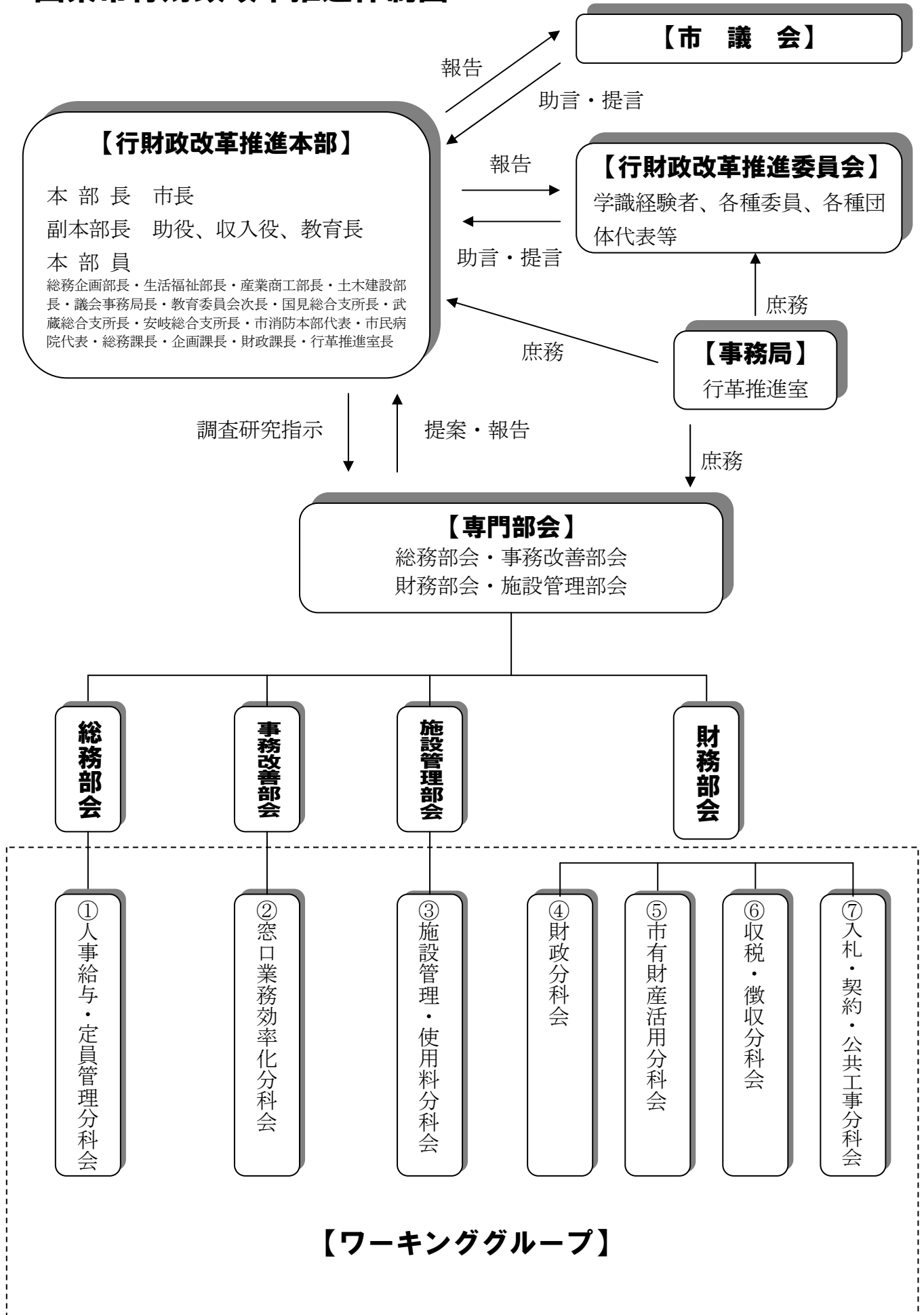
◇第三セクター（※8）

地方公共団体と民間企業とが共同で出資を行っている商業法人及び民法法人。

◇パブリックコメント手続制度（※9）

行政が政策を決定するにあたり、素案を広く市民に公表し、市民の意見を踏まえて計画を策定する制度。

# 国東市行財政改革推進体制図



## 国東市行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 簡素で効率的・効果的な行政を目指した行財政改革を推進するため、国東市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 行財政改革計画の策定に関すること。
- (2) 行財政改革の企画及び実施に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は助役、収入役、教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (専門部会)

第6条 本部長は、行財政改革に係る調査研究、その他作業を行うため、必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

### (協力)

第7条 職員は、推進本部から意見、資料の提出及び改善案の作成、その他の協力を求められたときは、これに応じなければならない。

### (庶務)

第8条 推進本部及び専門部会の庶務は、行革推進室において処理する。

### (委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附則

この告示は、平成18年7月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）  
行財政改革推進本部役員名簿

No.	役職	職名	氏名
1	本部長	市長	野田 侃生
2	副本部長	助役	
3	副本部長	収入役	河野 猛
4	副本部長	教育長	吉井 孝光
5	本部員	総務企画部長	麻生 拓之
6	本部員	生活福祉部長	綾部 静男
7	本部員	産業商工部長	久保 信男
8	本部員	土木建設部長	野本 博文
9	本部員	議会事務局長	長木 善成
10	本部員	教育委員会次長	清末 芳晴
11	本部員	国見総合支所長	松本 良人
12	本部員	武蔵総合支所長	灘波 修一
13	本部員	安岐総合支所長	小川 進
14	本部員	市消防本部消防長	国廣 秀光
15	本部員	市民病院管理部事務長	宮川 義晴
16	本部員	総務課長	宮園富士夫
17	本部員	企画課長	清原 和俊
18	本部員	財政課長	都留喜多男
19	本部員	行革推進室長	岩武 秀樹

## 国東市行財政改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 簡素で効率的・効果的な行政を目指した行財政改革実現のため、住民の意見を反映する機関として、国東市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議し、必要な助言及び提言を行う。

- (1) 行財政改革計画に関すること。
- (2) その他、効率的な行財政運営体制の確立に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織し、学識経験のある者及び、国東市民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員は前任者の残存期間とする。  
2 委員は再任されることができる。

### (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。  
3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。  
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、行革推進室において処理する。

### (委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

国東市行財政改革推進委員会委員名簿

No.	団体等	区分	役職等	氏名
1	区長会代表	自治会	国東市区長会長	小野 正利
2	国東市商工会代表	商業	国東町商工会長	山下 信男
3	くにさき農業協同組合代表	農業	くにさき農業協同組合代表理事常務	林 浩昭
4	国東市地域婦人団体代表	女性	国東市地域婦人団体連合会長	本多ノリ子
5	国東市民生児童委員代表	福祉	国東市民生児童委員連合会会長	財前順一郎
6	ボランティア団体代表	福祉	ボランティア推進協議会会長	藤本加代子
7	誘致企業関係	企業	大分キャノン総務部長	本間 道博
8	地元企業関係	企業	萱島酒造有限会社社長	萱島 進
9	まちづくりグループ代表	市民代表	国見グリーンツーリズム研究会会長	安田 昌明
10	まちづくりグループ代表	市民代表	ボランネットとよさき代表	田吹 眞治
11	まちづくりグループ代表	市民代表	明日を見つめる あき21代表	是松 章三
12	まちづくりグループ代表	市民代表	武蔵町ホテルを育てる会会長	都留俊一郎
13	市職員労働組合代表	職員団体	市職員労働組合執行委員長	佐藤 克典